

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月まで

私は、近所の役員に勧められて昭和36年ころ国民年金の加入手続をした。記憶が定かではないが、加入手続は役員がしてくれ、年金手帳はその役員が届けてくれたように思う。申立期間の保険料は、36年4月分と同年5月分は私の実家であるA市で集金人を介して納付し、36年6月分から38年4月分までは、2回に分けてB市役所C出張所で納付したと記憶している。それなのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ころ国民年金に加入し、保険料を納付したとして、B市発出の文書(昭和38年8月10日付け「国民年金手帳送付について」)により、資格取得日は不明であるが、申立期間において申立人が国民年金被保険者資格を取得し、国民年金手帳を交付されていたことが確認できる上、申立人が所持している家計簿には「昭和37年9月22日 国民年金36年6月～37年9月迄1,600」、「38年6月10日 国民年金700」の記載があり、記載されている金額の合計は、36年6月から38年4月までの納付に必要な保険料額に相当していることから、申立人の申述には信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

結婚後は夫の分も含めて、私が国民年金の保険料を納めてきた。平成 12 年 4 月からの未納については、不況のあおりを受け、事業も不振であったので納付しなかったと思うが、申立期間当時は、半年あるいは 1 年分を一括して納付していたので、3 か月だけ未納とすることはない。

申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に国民年金に加入して以降、経済事情により納付できなかったとする平成 12 年以降の 5 年間を除き国民年金保険料を納付している。

また、申立期間当時は過年度納付を続けながら国民年金保険料納付を行っており、前後の期間が納付済みで、かつ、3 か月と短期間である申立期間を納付しなかったとする特段の事情は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

結婚後は私の分も含めて、妻が国民年金の保険料を納めてきた。平成 12 年 4 月からの未納については、不況のあおりを受け、事業も不振であったので納付しなかったと思うが、申立期間当時は、半年あるいは 1 年分を一括して納付していたので、3 か月だけ未納とすることはない。

申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に国民年金に加入して以降、経済事情により納付できなかったとする平成 12 年以降の 5 年間を除き国民年金保険料を納付している。

また、申立期間当時は過年度納付を続けながら国民年金保険料納付を行っており、前後の期間が納付済みで、かつ、3 か月と短期間である申立期間を納付しなかったとする特段の事情は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

実家の母に国民年金に加入するよう強く勧められていたので、結婚した直後に加入手続をした。保険料は、最初のころは集金人に納付していた。

私の所持する国民年金手帳の生年月日が1日間違って昭和19年*月*日と記載されていること、昭和45年度の記録が平成20年5月に未納から納付済みに訂正されたことから、私の納付記録にも誤りがあるのではないかと思い、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の母に勧められ結婚直後に国民年金加入手続をし、保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳は昭和45年3月31日に発行され、申立人の資格種別は記録上強制加入被保険者であったことから、その時点では、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間直後の昭和45年4月から46年3月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳検認印により納付済みの記録が確認できたことにより平成20年5月に納付済みに記録訂正されている上、申立人の生年月日が昭和19年*月*日と間違っていて処理されており、申立人の記録管理に行政側の不備が認められることから、申立期間についても何らかの事務過誤により納付済みであったものが未納とされた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から42年1月まで
② 昭和42年2月から43年3月まで
③ 昭和47年10月から48年3月まで
④ 昭和48年10月から49年3月まで

私は結婚前会社に勤めていたので厚生年金保険に加入していたが、20歳になった時に父が国民年金の加入手続をし、結婚した昭和42年4月までの期間の保険料を納付してくれたのではないかと考えている。

結婚してからは夫と共に夫の農協の口座から国民年金保険料を納付していた。当時、夫は酪農業等を営み、資金の出入りを農協に任せていたので、保険料の納付も農協任せにしており、納付については具体的なことは分からないが、納付したはずである。

昭和43年10月から44年3月までの記録が訂正されたこともあり、申立期間も誤って未納となっているのではないかとと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和42年4月から43年3月までについて、申立人は夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人に係る特殊台帳及びその夫の国民年金手帳により、夫婦とも昭和43年4月から同年9月までの期間を現年度納付し、同年10月から45年3月までの期間を過年度納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に納付していたと認められる。

また、申立人の夫の昭和42年10月から43年3月までの期間は同年

9月に過年度納付されていることが確認でき、この過年度納付の時点で申立人の42年4月から43年3月までの期間についても過年度納付が可能であることから、夫の国民年金保険料のみを納付して申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、当該期間に近接する昭和43年10月から44年3月までの期間について、平成21年2月18日に納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理に齟齬がみられる。

2 申立期間③及び④について、当該期間前後の国民年金保険料は現年度納付されており、一緒に納付したとするその夫の保険料は納付済みであることから、それぞれ6か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

3 一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和42年2月から同年3月までの期間について、申立人は、その父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたのではないかとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は43年5月に払い出されており、払出時点からすると申立期間①の一部は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとするその父は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、その父が、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立期間①は厚生年金保険の被保険者期間であり、申立人は国民年金の被保険者となり得ない期間である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

A市の医院で事務員として働いていたが職場は厚生年金保険に加入していなかったため、B市（現在は、C市）で国民年金に加入した。結婚してD市に転居した時にE区役所で任意加入に切り替える手続をして、F駅前のG銀行H支店で3か月ごとに保険料を納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中、申立期間を除き保険料をすべて納付し、結婚後は強制加入から任意加入に資格種別の変更も適切に行っており、納付意識が高かったと考えられる。

また、申立期間前後に申立人の住所やその夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、納付意識の高い申立人が3か月と短期間である申立期間を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

申立期間を含む昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの昭和 59 年度の国民年金保険料は、私が家業に従事して住んでいた A 町の実家で同居していた母が、同居の父、妻及び母自身の保険料とともに 1 年前納で納付しており、私を除く前記家族の保険料は 59 年度の 1 年分が前納とされているのに、私のみ同年度の納付が前納でなされておらず、しかもそのうちの申立期間の 60 年 3 月分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの昭和 59 年度の国民年金保険料を、申立人が家業従事のため住んでいた A 町の実家で同居していたその母が、同居する申立人の父、申立人の妻及び母自身の保険料とともに 1 年前納で納付していたとしているところ、オンライン記録によれば、その前年の 58 年度において申立人を含む家族 4 人の保険料が前納で納付されたことが認められるにもかかわらず、翌 59 年度においては、他の家族の保険料は前年度と同様に前納とされているのに、申立人の保険料のみ前納ではなく一般の納付方法による納付とされた上、申立期間の 60 年 3 月分が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間に係る申立人の保険料の納付ができる納付書は、当時 B 市でも C 市でも発行が可能な時期であったが、両市とも申立期間に当たる昭和 60 年 3 月までは 3 か月ごとの期に分けた納付方法であったとしており、3 か月に満たない 1 か月という申立期間についての未納は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その妻をはじめ同居していた申立人の父母も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人を含め家族いずれも前納の期間があることから、保険料の納付意識が高かったものと認められ、申立人が、1か月と短期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
私の婚姻後の国民年金保険料については、妻がすべて納付してくれていた。妻はとても几帳面な性格であり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の国民年金保険料について、その妻がすべて納付していたとするところ、申立人の婚姻後の保険料については申立期間以外に未納が無く、申立人が60歳を過ぎた平成19年10月からは任意加入し保険料を納付している上、申立人の婚姻前の申請免除期間のうち、昭和49年6月から53年3月までの期間については婚姻後に追納されており、申立人の婚姻後の保険料をすべて納付したとするその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、婚姻に伴い昭和53年4月に強制加入から任意加入への国民年金資格変更を行い、61年3月までは任意加入者として申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、12か月と短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から46年3月まで

昭和44年7月31日に会社を辞め、同年8月にA地にあるB区役所の出張所で、国民年金の加入手続をした。申立期間当時、毎年度の1か月当たりの経費を記載して家計簿に貼り、その金額を別封筒で管理し、夫の国民年金保険料と一緒に納めてきて、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の家計簿に、毎年度の1か月当たりの経費を記載して家計簿に貼り、その金額を別封筒で管理していたとしているところ、申立人提出の家計簿には、毎年度の1か月当たりの経費の中に申立人の夫と二人分の国民年金保険料額の記載があり、申立期間当時の国民年金保険料額と一致することから、その内容に不自然さはみられない。

また、国民年金保険料と一緒に納めてきたとする申立人の夫の保険料は、申立期間を含めてすべて納付しており、申立人の国民年金保険料も申立期間を除きすべて納付している上、申立期間当時、その夫は会社勤めで安定した収入があったことから、申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和39年11月に会社を退社後、40年4月に兄弟で営んでいた商売を手伝うためにA区に移ったとき、同居していた家族全員が国民年金に加入していたので、長兄に国民年金の加入手続を頼み、国民年金に加入した。申立期間当時の保険料は、長兄が家族全員の保険料をまとめて納付しており、私以外の家族全員が納付済みとなっているのに私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立期間当時、同居していたその長兄が、同じく当時同居していた長兄の妻、申立人の次兄の分とともにまとめて納付したとしているところ、申立期間当時、同居していた長兄、長兄の妻及び次兄は、申立期間を含め、保険料をすべて納付しており、申立人自身も申立期間以外の保険料はすべて納付済みであることから、申立人の申立期間における保険料のみ未納となっているのは不自然である。

また、オンライン記録で申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている長兄及び次兄の国民年金手帳の印紙検認欄には同期間の検認印が無いところ、A区役所によると、申立期間当時の国民年金保険料納付方法は納付書による納付も可能であったとしており、申立人自身の昭和43年のオンライン記録で保険料が納付済みとなっている国民年金手帳の同年の印紙検認記録欄にも検認印が認められないため、家族と同様に納付書により納付していたと推認できることから、申立期間当時の納付方式に関する実情

と一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みである上、経済的事項の変化もみられないことから、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から 63 年 2 月まで

A 市役所からの通知により母親が国民年金の加入手続をし、保険料の支払も母親が納付書に現金を添えて銀行で納付していたと言っているの
で、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A 市役所からの通知によりその母親が国民年金の加入手続をし、保険料の支払もその母親が納付書に現金を添えて銀行で納付していたと申し立てしているところ、申立人の母親が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、かつ、申立期間を除いて未納が無い上、保険料を前納するなど納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 63 年 3 月ころ）からすると、申立期間①は過年度納付が、申立期間②は現年度納付が可能な期間であり、かつ、昭和 62 年度のうち年度当初の 4 月と年度末の 3 月のみが納付済みとなっているのは不自然である。

さらに、申立人が、9 か月及び 10 か月と短期間である各申立期間の国民年金保険料を納付することができなかった特別の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

会社を退職して20歳になったころ、母親から国民年金の加入を勧められA区B出張所で加入手続もしてもらった。保険料は区の職員と思われる人が毎月集金に来ていたので、母親が私の分も一緒に納付していた。母親は納付となっており私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間である上、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間②だけが未納であるのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、会社を退職して20歳になったころ、その母親に国民年金の加入を勧められA区B出張所で加入手続もしてもらい、保険料は区の集金人に母親が申立人の分も一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得記録から、昭和40年8月ころ払い出されたと推認され、払出時点からすると申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与しておらず、保険料を納付してくれたとするその母親は既に他界しており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

昭和50年ころ、妻がA市役所B支所で夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれた。国民年金保険料も、すぐに妻が夫婦二人の過去の未納分を郵便局で、一括で納付してくれた。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、昭和50年ころ、申立人の妻が夫婦二人分の過去の未納保険料をまとめて納付したとする申立人の申立て及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出日(50年4月12日)からすると、申立人は当時実施されていた第2回特例納付制度による納付以外に申立期間の納付はできなかったと考えられるが、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により特例納付を行ったことが確認できるのは、オンライン記録と同じ申立期間直後の45年4月から48年3月までの国民年金保険料のみである。しかしながら、行政側が国民年金加入者に対して特例納付を勧奨し納付書を交付する際には、最低限60歳到達時点で年金の受給資格が充足されるよう納付期間を設定した納付書を交付すると考えられることからすると、申立人の上記納付記録は、受給資格期間に3か月不足しており不自然である。

また、一緒に納付したとする申立人の妻は、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、60歳到達時点で年金の受給資格が充足される35歳に到達した日の属する年度の始めの昭和46年4月から特例納付を行っていることが確認できることから、申立人も、申立人が35歳に到達した日の属

する年度の始めの 44 年 4 月から特例納付保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険に加入する昭和 53 年 12 月までの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和57年4月から58年3月まで

昭和50年ころ、A市役所B支所で夫婦二人分の国民年金加入手続をした。国民年金保険料も、すぐに夫婦二人の過去の未納分を郵便局で、一括で納付した。それ以降も、定期的に保険料を納付しており、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和50年4月12日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間②は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間である上、一緒に納付したとする申立人の夫は納付済みとなっている。

また、申立期間②は12か月と短期間である。

2 申立期間③について、当時、申立人の夫は会社員をしており、申立期間③前後の夫の標準報酬月額からすると、国民年金保険料を納付する資力は十分にあったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間③の保険料を納付できない特別の事情も見当たらない。

また、申立期間③は12か月と短期間である。

- 3 一方、申立期間①については、行政側が 60 歳到達時点で年金の受給資格が充足される 35 歳に到達した日の属する年度の始めの昭和 46 年 4 月からの特例納付を勧奨したと考えられる上、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年6月まで

昭和36年4月から厚生年金保険に加入するまで、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれた。申立期間について還付金を受け取った記憶は無く、加入記録が途切れて未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和43年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているため、本来であれば国民年金被保険者資格の喪失日も同日となるべきところ、特殊台帳によると、同資格の喪失日は40年4月1日となっており、かつ、既に納付済みであった40年4月から42年12月までの国民年金保険料は47年に還付されている。しかしながら、申立期間は、事実と異なる資格喪失によって未加入期間とされたものであることから、申立期間のうち、納付された事実が認められる40年4月から42年12月までの期間については、納付済期間とする必要がある。

また、申立期間のうち、昭和43年1月から同年6月までの期間についても、申立人が国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が納付してくれたはずである。妻は結婚する前まで公認会計士事務所に勤めており国民年金に精通していたはずなので、私の保険料の納付を忘れることは考えられず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立人の国民年金保険料の納付を忘れるはずはないとしているところ、その妻の納付記録は納付済みとなっていることや、A市の被保険者名簿に申立人が納付を再開した昭和53年4月に過年度納付をすることが可能な51年1月から53年3月までの国民年金保険料額と一致する金額の記載があることから、当該期間の国民年金保険料を納付したとするのが自然である。

2 一方、申立期間のうち昭和48年9月から50年12月までの期間については、A市の被保険者名簿に48年9月1日に国民年金に強制加入した記録があるが、この記録は53年4月に追加した記載があることから、当該時点では時効により納付できない期間である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

国民年金については、A市役所(現在は、B市役所)から保険料の納付書が送付されたので、定期的にC銀行(現在は、D銀行)E支店等に夫婦二人分の保険料を納付していた。また、申立期間の保険料を納付したとする「メモ書き」もあることから、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C銀行E支店等に夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付しており、未納は無いはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月16日に夫婦連番で払い出されていること、及び申立人が申立期間のころの国民年金保険料の納付金額、納付方法、納付場所などを具体的に記憶していることから、申立人の供述に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、12か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できないような特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から53年3月までの期間及び54年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から48年2月まで
② 昭和52年7月から53年3月まで
③ 昭和54年10月

昭和39年6月までA市役所に勤めており、辞めるとき上司に国民年金に加入するよう勧められ加入した。このころ、私はB市(現在は、C市)に住んでおり、国民年金保険料の納付については、1年半くらい集金人に納付し、その後B市役所(現在は、C市役所)などに自ら出向いて納付したと記憶している。また、48年4月にD県に転居したときも、51年4月にA市に転居したときも、国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間が納付済みとなっており、当該期間を納付できないような特段の事情は見当たらない。

また、申立期間②は9か月間、申立期間③は1か月間と短期間である。

さらに、申立人は、昭和48年3月に国民年金に加入した後、任意加入期間に国民年金に加入し保険料を納付していることや、付加保険料を納付していることなどから、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を、集金人に納付したり、B市役所に自ら出向いて納付したと主張しているが、申

立人の国民年金手帳記号番号はB市では払い出された形跡はみられず、昭和 48 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、払出日からすると申立期間は未加入期間(任意加入期間)であることから、制度上納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで
申立期間当時、私の母親が家族皆の分の国民年金保険料を納付しており、A農協に納めていたと記憶している。一緒に納めていた両親は納付済みとなっているのに私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、家族の国民年金保険料と一緒に納付していたと申し立てしているところ、申立人の両親は、申立期間について保険料を納付している上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年3月ころ払い出されており、払出日からすると、申立期間は現年度納付と過年度納付が可能な期間であることから、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について、農業者年金加入に伴う付加保険料を納付するなど、国民年金保険料をすべて納付しており納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案2403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月1日から44年8月30日まで
② 昭和44年9月18日から46年10月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の脱退手当金を受給したことになっているが、私は申立期間については厚生年金保険被保険者期間であったことも知らなかったので、脱退手当金を請求していない。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の受給資格を有する厚生年金保険被保険者が事業所を退職した後氏名変更した場合には、氏名変更届を行った上で脱退手当金を受給することになり、社会保険庁（当時）の記録には当該氏名変更の記録が残されるところ、申立人は、A社を退職（昭和46年10月）後の47年4月*日に婚姻し改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票には、氏名変更の処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録も氏名変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金を、申立人が請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約22か月後の昭和48年8月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年3月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月26日から同年6月1日まで
② 昭和54年6月から同年12月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入期間に未加入期間があるが、申立期間①はA株式会社、申立期間②は株式会社Cに勤務していたので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA株式会社の異動日の記載がある厚生年金保険被保険者台帳の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和36年3月26日にA株式会社D工場から同社B工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在同社は破産管財人の元で破産手続中であり、破産管財人も納付については不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、株式会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現在破産管財人の元で破産手続中であり、破産管財人も当時の資料が保存されていないとしており、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間②において被保険者であり、所在の確認ができた同僚6人に照会し5人から回答が得られたところ、申立人について4人が勤務していたとしており、そのうち2人は申立人が申立期間②に勤務していたと供述しているが、同時に当時試用期間が3か月から6か月あり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、申立人の当該事業所の雇用保険の加入記録は申立期間②中の昭和54年10月21日からであることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年6月20日は5万円、同年12月20日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月20日
② 平成18年12月20日

社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Aから支給された賞与（平成18年6月20日及び同年12月20日支給）が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、賞与に係る給料支払明細書があるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給料支払明細書（控）により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年7月22日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されていること、及び前述の給料支払明細書（控）の控除保険料額から、申立人の同社における申立期間の標準賞与額

に係る記録を平成 18 年 6 月 20 日は 5 万円、同年 12 月 20 日は 18 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B。）における資格喪失日に係る記録を平成16年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月31日から同年11月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、平成16年10月31日に株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格を喪失となっているため、被保険者期間1か月が欠落している。同日まで勤務しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成16年分給与所得の源泉徴収票及び同年10月度給与明細書から、申立人は、16年10月31日まで株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び申立人の平成16年9月に係るオンライン記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、事業主が資格喪失日を平成16年10月31日として誤って届け出たことを認めており、また、当該事業所から提出された厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書により、申立人に係る厚生年金保険料及び児童手当拠出金が同年11

月分に充当されていることが確認できることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、昭和36年5月1日に株式会社AのC工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことであり、その前に勤務していた同社B工場の被保険者期間が1か月欠落している。昭和36年4月1日に同社に入社した「入社証明書」があるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社Aが発行した入社証明書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同社に同期入社し、同社B工場へ配属となった同僚5人は、いずれも昭和36年4月1日に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、さらに、同年4月1日に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した上記5人を含む男性8人の被保険者資格取得届が、いずれも申立人が同社C工場に異動した同年5月1日より後の同年5月16日以降に社会保険事務所(当時)に届け出られていることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同社B工場に同期入社し、昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性同僚の標準報酬月額が、いずれも1万2,000円であることから、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は不明としているが、申立期間の同社B工場の被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所（当時）へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和36年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社AのB本社の資格喪失日及び同社C工場の資格取得日を昭和45年12月14日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から46年1月1日まで
昭和42年3月に大学を卒業後、同年4月1日から平成16年4月25日に定年退職するまで、約37年間株式会社Aに勤めてきた。その間、途中での一時退社はもちろん休職期間も全く無いにもかかわらず、1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が漏れている。調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提供のあった在籍証明書から、申立人は昭和42年4月1日に同社に入社し、申立期間中の45年12月14日に同社B本社から同社C工場に転勤し、平成16年4月25日に退職していることが確認できる。

そして、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録は、取得日が昭和42年4月1日、離職日が平成16年4月1日となっており、D保険組合の被保険者記録は、加入日が昭和42年4月1日、脱退日が平成16年4月26日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、在籍証明書から、株式会社AのB本社の資格喪失日である昭和45年12月1日を転勤日である45年12月14日に訂正し、同社C工場の

資格取得日である 46 年 1 月 1 日を転勤日である 45 年 12 月 14 日に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A の C 工場の昭和 46 年 1 月の被保険者記録照会回答票から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、株式会社 A の B 本社及び同社 C 工場で、被保険者資格の喪失日と取得日を間違えたとは考え難く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年9月29日まで
社会保険庁(当時)の記録により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成2年10月1日から4年9月29日までの期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって同年10月において引き下げられていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、平成2年10月、同年11月、3年9月、同年10月、同年12月及び4年1月から同年5月までの期間は53万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する53万円と記録していたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成4年10月20日)の後の4年10月27日付けで、申立人を含む役員6人の標準報酬月額が2年10月1日に遡^{そきゅう}及して20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿謄本によると、申立期間当時、当該事業所において取締役であったことが確認できるが、申立人は、社会保険関係の手続に関しての権限は社長にしかなかったと供述している上、当時の総務担当であった同僚も、「申立人の職責について、取締役ではあったが、事業主のいいなりで業務を行っていたので、社会保険関係の手続についての権限は事業主にあり、社会保険事務所(当時)に対する記録訂正の手続も事業主が行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録について、平成13年11月を38万円に、同年12月を36万円に、14年1月及び同年2月を38万円に、同年3月及び同年4月を36万円に、同年5月から同年10月までの期間を38万円に、同年11月を36万円に、同年12月及び15年1月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年2月27日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、平成13年11月1日から15年2月27日までの期間について、38万円であった標準報酬月額が20万円に減額になっている。勤務状況や給与月額に変化はなかったのに、社会保険庁（当時）の記録は事実と違っている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業所が保管している賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成

13年11月を38万円に、同年12月を36万円に、14年1月及び同年2月を38万円に、同年3月及び同年4月を36万円に、同年5月から同年10月までの期間を38万円に、同年11月を36万円に、同年12月及び15年1月を38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、平成13年11月から15年1月までの期間について一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成13年11月から15年1月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年2月26日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成13年11月1日から15年2月26日に厚生年金保険の資格を喪失するまでの期間について、保管している給与明細書と比較して、社会保険庁（当時）の標準報酬月額の記録が低額であることがわかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び事業主が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成13年11月から15年1月までの期間を34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準

報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成13年11月から15年1月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年11月30日から同年12月1日まで

昭和28年4月1日に株式会社Aに入社し、平成3年4月30日に退職するまで継続して勤務していたが、同社C支店から同社本店D室に転勤する直前の申立期間については、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険に未加入となっている。本支店間の厚生年金保険被保険者資格得喪手続における事務処理上の誤りと考えられるので、申立期間に同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Bからの在籍証明書により、株式会社AのC支店の勤務が昭和37年11月30日までであり、本社D室勤務が同年12月1日からであることが確認できることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社AのC支店における昭和37年10月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 11 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成2年3月から3年1月までの期間を24万円に、同年2月から同年9月までの期間を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年3月1日から3年10月31日まで
社会保険事務所(当時)からの連絡により、株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、株式会社Aは、平成3年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、2年3月から3年1月までは24万円、同年2月から同年9月までは36万円と記録されていた。

しかし、その後の記録では、当該事業所において、適用事業所ではなくなった日(平成3年10月31日)の後の3年11月8日付けの訂正処理において、申立人の2年3月から3年1月までの期間の標準報酬月額は24万円から8万円に、同年2月から同年9月までの期間の標準報酬月額は36万円から8万円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は株式会社Aの商業登記簿謄本によると取締役であったことが確認できるが、事業主は申立人について、経営者ではないが幹部社員であったとしており、また、同社の経理課長及び社会保険担当の同僚は、「申立人は社会保険の担当ではなく、また、取締役ではあったが、経営に関する決定権限もなかった。」と供述していることから、申立人は、当該

標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

また、雇用保険の求職者給付記録から、申立人の離職時賃金の日額は1万1,666円であり、この日額に30日間を乗じた額(34万9,980円)と訂正前の標準報酬月額36万円がおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年3月から3年1月までは24万円、同年2月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、A株式会社の資格喪失日が昭和54年6月30日となっており、同年6月の保険料が納付されていないことになっているが、就職したときからすべて保管しておいた給料明細書のうち、同年7月分の給料明細書には、厚生年金保険料が控除された記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社に係る給料明細書のうち、昭和54年7月度と表示された給料明細書の支給額欄における本給月額、住宅手当、通勤手当及び勤務地手当の各記載金額は、同年4月から同年6月までの給料明細書におけるそれぞれの項目の3か月平均金額に対し、日割計算により算出した9日分に相当する金額が支給されていたことが確認できることから、申立人の9日間の勤務実態が当該給料明細書から認められる。

また、申立期間当時における当該事業所の給与について、現在のB株式会社は、合併前のことで詳しくは分からないとしているが、複数の同僚が毎月20日締めで25日に給与が支給されていたと供述しており、前述の昭和54年7月度の給料明細書が、申立人の9日分の勤務に対する給与であること、当該給料明細書には休日出勤の記録が無く、同年6月の暦

において、同月21日以降における日曜日は1日のみであったことなどから、申立人は同月30日まで勤務していたと推認することができる。

さらに、雇用保険の被保険者記録の離職日が昭和54年6月30日と記録されていることから、申立人は同日まで当該事業所において継続して勤務していたと確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月1日であったと認められる。

加えて、事業主による厚生年金保険料の控除は、翌月の給与から控除されていたことが申立人の提出した給料明細書（昭和51年11月から54年7月まで）から確認できる上、複数の同僚も翌月の給与から控除されていたと供述していることから、昭和54年7月度と表示された給料明細書において控除の確認ができる厚生年金保険料については、事業主が給与から同年6月の保険料を控除したものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年7月1日であったと認められることから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日を同日に訂正し、同年7月度の給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、事業所別の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における53年10月の定時決定から54年5月までの間における標準報酬月額と一致していることから、同年6月における申立人の標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社では、合併前の会社における厚生年金保険等の資料が無く、不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿におけるA株式会社の資格喪失日（昭和54年6月30日）がC厚生年金基金の加入員記録における資格喪失日と同日となっており、事業主が資格喪失日を昭和54年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方が誤って同年6月30日と同じ記録をしたとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入する告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間にかかる脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月14日から42年7月4日まで
② 昭和42年8月1日から44年8月5日まで
③ 昭和44年8月21日から同年10月21日まで
④ 昭和44年11月21日から45年7月21日まで

社会保険庁（当時）からの被保険者記録照会回答票によると、私は昭和46年11月12日に脱退手当金を支給されたことになっている。しかし、添付したパスポートに記載されているとおり私は昭和45年8月29日に日本国からA国に出国している。出国にあたってはすべての金融機関の口座を閉鎖した。さらに脱退手当金の制度についての知識も無く、支給を請求した覚えも無い。私は絶対受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月に結婚、同年8月25日にB地からA国に出国し、その後A国で就労、再入国は出国から10年後の55年6月であったことが日本国政府及びB国C館発行のパスポートの出入国記録並びにA国での労働所得記録から確認でき、脱退手当金の支給決定日である46年11月12日には、日本国に不在であったことが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定されたのは、D株式会社で資格を喪失してから約15か月後であること、申立人の前後の脱退手当金受給資格者20名のうち、脱退手当金を受給している者は申立人を含め3名であることなどから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和34年3月3日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 2 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月 2 日にA株式会社に入社した。当時はテレビの販売が好調で、当初は同社C支店でサービス業務に従事し、同年5月にD株式会社E出張所に異動になった。年金記録を確認したところ、最初の2か月間の厚生年金保険被保険者記録が無かったが、この期間も正社員として勤務しており、同じ仕事をしていた同期入社と同僚には記録があると聞いたので、自分の記録が無いのはおかしい。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB株式会社が保管する人事記録により、申立人が昭和 34 年 3 月 2 日にA株式会社に入社し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和 34 年 3 月にA株式会社に入社した後、同年5月ころにD株式会社に異動したとする 13 人のうち8人が、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で同年3月3日にA株式会社で資格を取得した後、同年5月1日にD株式会社で資格を取得していることが確認でき、このうち複数の同僚が、入社時期や仕事内容、雇用形態、勤務形態等は申立人と同じだったと供述している。

さらに、申立人と同時期にA株式会社に入社したとする者のうち、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で、昭和 34 年 5 月 1 日まで資格を取得した記録が無い申立人を含む 4 人は、すべてC地で採用されたと供述しているが、事業主は、「当時、A株式会社に入社した者の厚生年金保険の資格取得に関する届出は、F以外で採用された者も含め、すべてF本社で一括して行っていた。」としており、この4人を除いた者は、すべて同年3月3日に同社で資格を取得していることが確認できる。

加えて、事業主は、昭和 34 年 3 月にA株式会社に入社した後、同年5月ころにD株式会社に異動したとする者が、同年5月1日にA株式会社の資格を喪失し、同日にD株式会社で資格を取得していることについて、「(同年)3月にAに入社した者のうち、営業や販売を担当する者は(同年)5月1日付で同社での資格を喪失し、同日付で、当時、同社の販売を担当していたD株式会社で資格を取得したと推察する。」としている。

また、申立人と同様、C地で採用され、入社時期や仕事内容、雇用形態、勤務形態等も申立人と同じだったと供述している同僚5人のうち一人は、オンライン記録で昭和 34 年 3 月 2 日に資格を取得していることが確認でき、この同僚が、同年3月及び同年4月の保険料も給与から控除されていたと供述している上、事業主は「確認できる資料等はないが、申立人の給与からも申立期間に係る保険料の控除を行っていたと推察する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、給与計算や社会保険料の控除について、昭和 34 年 3 月にA株式会社で資格を取得している同僚と異なる取扱いをされていたとは考え難く、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の昭和 34 年 3 月及び同年 4 月における社会保険事務所(当時)の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係るA株式会社における被保険者資格の取得届や喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所(当時)への資格の得喪等に係る届出を行っておらず(社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和 34 年 3 月及び同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 2429 (事案 951 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年10月から4年11月まで53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年12月31日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成2年10月1日から4年12月31日までの標準報酬月額は53万円で、これに基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた。オンライン記録によると、標準報酬月額が2年10月1日にさかのぼって、同年10月から4年11月までが11万円に訂正されており、納得できない。申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から4年11月までは53万円と記録されていたことが確認できるが、申立人は、4年7月に常務取締役となっており、代表取締役ではないものの現場の業務についてその執行を統率していることがうかがえるとともにその報酬額などからA株式会社の業務執行についての裁量権は代表取締役に比肩する立場にあったものと推認されること及び当該標準報酬月額の遡及訂正については、社会保険事務所(当時)から保険料滞納に対して指導を受けた際、代表取締役と申立人が相談の上、処理を行ったという同僚供述があったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月22日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、A株式会社の代表取締役から、「遡及訂正は滞納保険料の清算のため、破産申立弁護士と社会保険事務所

(当時)の徴収官が発案し、代表取締役の私が同意して行った。申立人は当社の常務取締役であったが、社会保険手続等一切関係のないB工場の工場長であり、遡及訂正そきゅうに関与しておらず、知らせてもいなかった。」という供述が得られた。

また、当初「当該標準報酬月額そきゅうの遡及訂正については、社会保険事務所(当時)から保険料滞納に対して指導を受けた際、代表取締役と申立人が相談の上、処理を行った」と供述した同僚からは、「当時、そのような事実を確認したことは無く、申立人の役職等から自分で推測した。」という供述が得られた。

さらに、オンライン記録では、A株式会社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年12月31日以降の5年2月8日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が2年10月から4年11月までが11万円に遡及訂正そきゅうされていることが確認でき、社会保険事務所(当時)において、申立人に係る標準報酬月額そきゅうを遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、雇用保険受給資格者証によれば、離職時賃金日額2万5,666円に30を乗じた額は訂正前の標準報酬月額53万円に見合う額となっている。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年10月から4年11月までを53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和26年10月12日、資格喪失日は29年5月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年10月ごろから29年5月ごろまで
昭和26年10月ごろから倒産間際まで、株式会社Aに勤務し経理を担当していた。当時、助手を務めていた妻の記録があるのに、私の記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と氏名がおおむね一致し、かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、当該名簿に記載されている厚生年金保険の記号番号は、申立人の昭和26年5月1日から同年8月1日までの記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)における記号番号と一致している。

一方、当該名簿の記録では、氏名が「B」となっており、申立人の氏名である「C」とは完全には一致していない。

しかしながら、株式会社Aの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において当該氏名の者はほかに見当たらなかった。

また、申立人の妻によれば、申立人は日ごろから「B」と名乗っており、それを裏付ける資料として失業保険被保険者証及び抵当権設定金銭消費貸

借契約証書を提出している。

これらの事実から、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険の記録であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年3月19日まで

昭和39年9月から40年2月までA株式会社に籍を置き、39年9月分のみ同社から給与を受け取ったが、同社が資金難になり、同年10月分から40年2月分まで、親会社であるB株式会社から給与を受け取った。その間は、社会保険料を控除されていなかったが、同年3月分の給与を支給された際に、39年10月分から40年2月分までの社会保険料を一括して控除されたにもかかわらず、その間の厚生年金保険の記録が欠落している。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB株式会社における表彰状により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認でき、申立人と同様に記録の無い同僚一人は、申立期間においてB株式会社から給与を受け取っており、5か月分の社会保険料を一括して控除されたと供述していることから判断すると、申立人はA株式会社の業務に従事していたものの、雇用関係はB株式会社となされており、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和40年3月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB販売所における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月末ころから35年7月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。株式会社AのB販売所には、高校卒業後の昭和35年3月末に入社した。当時の給与所得源泉徴収票の給与手当の欄には、5月から11月までの記載があるが、3月末から入社しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB販売所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和35年7月1日、資格喪失日は同年11月8日、標準報酬月額は1万円であることが確認できる。

しかしながら、申立人提出の、同社の昭和35年分給与所得源泉徴収票によると、同年5月から同年11月までの給与手当は6万6,333円、賞与は1,000円、社会保険料控除額は3,199円と記載されていることが確認できる。

なお、申立期間当時、同社の給与計算を担当していた同僚は「給与の締め日は月末で、支払は翌月の5日だった。」と供述していることから、昭和35年4月には同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、申立人は、昭和35年3月末ころに入社したと供述しているもの

の、入社した日については、同僚の供述も得られないことから特定できない。

また、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書は所持していないが、当該源泉徴収票によると、給与から控除した社会保険料額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料よりも多い保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことを判断すると、申立人の同社における資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によりほとんどの被保険者が1日付けで資格取得していること、及び申立人は昭和35年3月末ころに入社していると供述していることから、同年4月1日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額に基づき算出した昭和35年7月から同年10月までに係る4か月分の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料（申立人は、同社において雇用保険に加入していたかどうかは不明としているが、複数の同僚が雇用保険に加入していたと供述していることから、申立人も雇用保険に加入していたことがうかがえるため、これを加算。）を控除した額を、同年4月から同年6月までの3か月分で按分した社会保険料額に含まれる厚生年金保険料相当額から逆算して、申立期間における標準報酬月額を5,000円にすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年1月18日に訂正し、6年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月30日から7年1月18日まで
平成5年7月21日入社から10年8月21日退職まで継続して株式会社Bに勤務していたが、記録では6年12月30日から7年1月18日まで1か月の空白期間があるのは納得できない。証明するものとして、当時の給与振込口座の預金通帳があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述並びに申立人が提出した預金通帳の写しにより、平成6年10月から7年3月までの毎月25日において株式会社B名義での給与振込が確認できることから、申立人は、申立期間において株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、同社へ入社した時に渡された健康保険証は株式会社A名義であったと供述している上、元事業主は、株式会社Bが新たに社会保険の適用事業所とされた平成7年1月18日までは経理業務及び社会保険関連業務を株式会社Aに依頼しており、申立人を含め全社員を同社の厚生年金保険に加入させ、申立期間を含む株式会社Bに勤務していた全期間にわたり厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。

また、オンライン記録により、申立人及び株式会社Bが社会保険の適用事業所とされた平成7年1月18日に同社の被保険者とされた同僚4人全

員が6年12月30日に、株式会社Aの被保険者とされなくなっていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは既に解散しており、同社の元事業主は海外に在住している上、株式会社Bに係る経理業務を担当していた取締役も既に亡くなっていることから、申立人及び同僚に係る厚生年金保険手続について具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、商業登記簿によれば、株式会社Bの設立登記時の所在地は、株式会社Aの登記上の所在地と同一であり、株式会社Aの代表取締役及び取締役が株式会社Bの取締役及び監査役に就任していることから両社の関係の緊密さがうかがえる。

一方、申立人が提出した預金通帳の写しによると、給与振込における摘要欄の記載が平成7年1月25日までは「振込」とされ、同年2月25日以降は「給与」となり記載が変更されていることから、7年1月までは株式会社Aが振込手続をおこなっていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける6年11月の社会保険事務所（当時）の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険の離職日が平成6年12月29日とされ、オンライン記録による厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）が同年12月30日と記録され一致しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が6年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る6年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年1月18日に訂正し、6年12月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月30日から7年1月18日まで

平成6年4月11日入社から15年3月26日退職まで継続して株式会社Bに勤務していたが、記録では、6年12月30日から7年1月18日まで1か月の空白期間があるのは納得できない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述並びに同僚が提出した預金通帳の写しにより、申立期間を含む勤務期間中の毎月25日において株式会社B名義での給与振込が確認できることから、申立人は、申立期間において株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、同社へ入社した時に渡された健康保険証は株式会社A名義であったと供述している上、元事業主は、株式会社Bが新たに社会保険の適用事業所とされた平成7年1月18日までは、経理業務及び社会保険関連業務を株式会社Aに依頼しており、申立人を含めた全社員を同社の厚生年金保険に加入させ、申立期間を含む株式会社Bに勤務していた全期間にわたり厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。

また、オンライン記録により、申立人及び株式会社Bが社会保険の適用事業所とされた平成7年1月18日に同社の被保険者とされた同僚4人全員が6年12月30日に、株式会社Bの被保険者とされなくなっていること

が確認できる。

しかしながら、株式会社Aは既に解散しており、同社の元事業主は海外に在住している上、株式会社Bに係る経理業務を担当していた取締役も既に亡くなっていることから、申立人及び同僚に係る厚生年金保険手続について具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、商業登記簿によれば、株式会社Bの設立登記時の所在地は、株式会社Aの登記上の所在地と同一であり、株式会社Aの代表取締役及び取締役が株式会社Bの取締役及び監査役に就任していることから両社の関係の緊密さがうかがえる。

一方、申立人の供述及び同僚が提出した株式会社Bからの給与振込が確認できる預金通帳の写しによると、給与振込における摘要欄の記載が平成7年1月25日までは「振込」とされ、同年2月25日以降は「給与」となり記載が変更されていることから、申立人についても7年1月までは株式会社Aが振込手続をおこなっていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける6年11月の社会保険事務所（当時）の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険の離職日が平成6年12月29日とされ、オンライン記録による厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）が同年12月30日と記録され一致しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が6年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る6年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年6月から5年2月までの標準報酬月額については41万円とすることが必要である。

- 2 申立人は、申立期間のうち平成5年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年4月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日が平成4年6月30日となっているが、同社を退職したのは5年3月31日であり、実際の資格喪失日は同年4月1日となるはずである。

平成5年1月分から同年3月分までの給与明細書で厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の被保険者記録により、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の資格取得日は平成4年5月1日、離職日は5年3月31日であることが確認できる上、B市からの国民健康保険加入期間証明により、申立人が同市で5年4月1日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aにおける申立人を含む6人の平成4年10月1日の定時決定が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年6月30日より後の5年3月26日付けで遡^{そきゅう}及して取消処理されるとともに、同日付けで6人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を4年6月30日として処理していることが確認できる。

さらに、同僚照会に回答のあった複数の元同僚は、申立人はC業務に従事する一般社員であったこと、及び会社の経営状態が悪化していたことを供述している。

加えて、申立人から提出された平成5年1月分から同年3月分までの給与明細書により、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の厚生年金保険料の控除は、株式会社Aでの給与が日給月給制（1万5,000円×勤務日数）であることから、給与明細書上の勤務日数と控除保険料額により、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である5年3月26日であると認められる。

また、平成4年6月から5年2月までの標準報酬月額については、申立人の4年5月の資格取得時の記録及び取消前の4年10月の定時決定の記録から41万円とすることが妥当である。

2 一方、前述のとおり、申立人の株式会社Aにおける平成5年3月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の控除保険料額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成5年3月分に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、前述したとおり、社会保険庁（当時）の記録において申立人の資格喪失日は同年3月26日付けで遡^{そきゅう}及して4年6月30日と記録されていることから（当該期間は適用事業所ではない）、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和22年10月1日とし、同年10月、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年10月1日から23年1月1日まで
厚生年金保険被保険者記録では、株式会社Aでの厚生年金保険への加入が昭和23年1月1日となっているが、賃金明細書によると、実際に厚生年金保険料が賃金から控除されたのは22年10月からである。
保険料が控除されていた3か月間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、株式会社Aは、申立期間直後の昭和23年1月1日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかしながら、申立人や当時の同僚の供述によると、同社は申立期間当時に従業員が15人くらい在籍していたと記憶していることから、申立期間においても当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

また、申立人が保管していた給与明細書により、申立人は株式会社Aに勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和22年10月、同年11月及び同年12月ともに600円（申立期間における最高等級）とすることが妥当である。

また、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たした事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23 年 10 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（21 年 12 月 1 日）及び取得日（22 年 2 月 1 日）に係る記録を訂正（抹消）することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は 170 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで
② 昭和 23 年 10 月 1 日から 28 年 5 月 26 日まで

A 社に勤務し、厚生年金保険の制度が発足した昭和 17 年 6 月 1 日付けで資格を取得し、44 年 4 月 22 日に資格喪失するまで継続勤務したが、この間、給与、勤務時間及び社会保険関係も大きく変わる要素はなかったのに、21 年 12 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで、及び 23 年 10 月 1 日から 28 年 5 月 26 日までの被保険者期間が欠落している。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 23 年 10 月 1 日であることが確認できることから、申立人が A 社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から 170 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の申立内容及び複数の同僚の供述内容に

より、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除については、申立人は控除されていたとするものの、明確な記憶が無く、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主及び解散時の事業主も既に死亡していることから、人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人の申立期間②における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「23. 10. 1 解雇」と記載されていることが確認でき、また、A社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和28年5月26日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、「申立期間当時の事業所は経営不振が続き、半数の社員が解雇された。」と供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 49 年 7 月まで
会社を退職して失業保険を受給中、将来の国民年金が大切だと思い、公共職業安定所の近くの A 区役所で国民年金加入手続を行った。
国民年金保険料の納付は、A 区役所、B 市役所及び金融機関に年金手帳を持参し納付した。年金手帳には小さな領収証を貼っていた。
申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 区役所で国民年金加入手続をしたとしているが、申立人は昭和 49 年 8 月 16 日に任意被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が所持する昭和 49 年度国民年金印紙売払代金納付通知書兼領収証書に昭和 49 年 4 月から同年 7 月までの期間が納付不要と記載されていることから、同年 7 月以前は国民年金に未加入であったことが確認でき、申立人の主張には齟齬がある。

さらに、B 市では昭和 45 年度まで印紙検認方式であったが、申立人は国民年金手帳に年金印紙を貼付し検認印の押印を受けた記憶はないとしているなど、申立人の国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立期間は 116 か月と長期間であり、A 区、B 市及び社会保険庁（当時）において、これだけの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から53年3月まで

昭和46年4月に夫がA社を辞めB市で開業したので、同年5月ころ私がB市役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続をした。その後の保険料は医院に出入りしていたC銀行D支店の行員に依頼して納付していた。

いつも二人分の保険料を一緒に支払っていたのに、納付済み月数が夫より83か月も少なくなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月ころB市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をして、保険料はその夫の分と一緒にC銀行D支店の集金人に依頼して納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月に夫婦番連で払い出されており、46年5月に加入手続をしたとする申述と異なっている上、払出時点からすると申立期間の大部分は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているが、保険料を一緒に納付していたとするその夫は、昭和54年1月に特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料を一括納付していることが特殊台帳により確認でき、申立内容に齟齬があるなど、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から47年11月まで
昭和44年*月に私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続きをしてくれ、申立期間の国民年金保険料も支払ってくれていた。
確かに支払ったはずの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き等を行ったとするその父は既に他界していることから、加入手続き及び保険料の納付状況が不明である上、その父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳になった昭和44年*月ころその父が国民年金の加入手続きをして、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は任意被保険者資格を59年5月25日に取得していることが申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間のうち昭和44年1月から47年6月までは厚生年金保険被保険者期間であり、この期間は国民年金の被保険者となり得ない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年3月まで

私は百貨店を退職し洋品店を開業したので、将来のためと思い国民年金に妻と共に加入した。加入手続や保険料の納付は私が行い、毎月夫婦二人分3,000円の保険料を金融機関で納付書によって納付していた。保険料は1月も欠けることなく納付したと記憶しており、未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料3,000円を毎月金融機関で納付書によって納付したとしているが、申立期間当時の保険料額とは異なっている上、A市役所では金融機関で納付書による納付が可能となったのは、少なくとも昭和46年以降であるとしており、申立人の申述には齟齬がある。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の記号番号の払出状況から昭和43年3月ころと推認でき、払出時点からすると申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年3月まで

私の夫が百貨店を退職し洋品店を開業した時に、将来のためと思い私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。保険料は夫が毎月夫婦二人分3,000円を金融機関で納付書によって納付していた。夫は保険料を1月も欠けることなく納付したと記憶していると言っており、未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料3,000円を毎月金融機関で納付書によって納付したとしているが、申立期間当時の保険料額とは異なっている上、A市役所では金融機関で納付書による納付が可能となったのは、少なくとも昭和46年以降であるとしており、申立人の申述には齟齬がある。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の記号番号の払出状況から昭和43年3月ころと推認でき、払出時点からすると申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 57 年 2 月までの期間、同年 9 月から同年 11 月までの期間、58 年 6 月から同年 11 月までの期間、59 年 5 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月から 60 年 1 月までの期間、同年 4 月、61 年 6 月から 62 年 7 月までの期間、63 年 5 月から平成 2 年 2 月までの期間、同年 11 月から 3 年 2 月までの期間、6 年 11 月から 8 年 4 月までの期間及び同年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 57 年 9 月から同年 11 月まで
③ 昭和 58 年 6 月から同年 11 月まで
④ 昭和 59 年 5 月及び同年 6 月
⑤ 昭和 59 年 8 月
⑥ 昭和 59 年 10 月から 60 年 1 月まで
⑦ 昭和 60 年 4 月
⑧ 昭和 61 年 6 月から 62 年 7 月まで
⑨ 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 2 月まで
⑩ 平成 2 年 11 月から 3 年 2 月まで
⑪ 平成 6 年 11 月から 8 年 4 月まで
⑫ 平成 8 年 7 月から同年 11 月まで

当時の領収証等は残っていないが、国民年金保険料を納めていないという記憶が無い。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納めていないという記憶が無いとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は A 町在住時の平成 5 年 8 月ころに払い出されており、別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれな

い上、申立人は、申立期間①から⑩まで当時に在住していたB市において国民年金の加入手続を行ったことや年金手帳の交付を受けたことの記憶が無いとしており、申立人の主張には齟齬がみられる。

また、すべての申立期間は、平成10年2月3日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、記録が追加されるまでは未加入期間であることから制度上国民年金保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では、申立期間①から⑩まで及び⑪の一部の期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間⑪と⑫の間の期間である平成8年5月及び同年6月の国民年金保険料は、10年5月及び同年6月の過誤納保険料が充当されており、充当される時点までは記録上未納期間であったことが確認できる。

加えて、申立期間は12回と多数である上、合計92か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から50年8月まで

夫の転勤でAからB区に引越し、翌年に同じ社宅の方から「母親が寡婦年金で助かった、国民年金に入っていた方が良い」と勧められ加入した。B区役所で加入手続きを行い、保険料は3か月分ずつ納付書によりC駅前のD銀行（現在は、E銀行）で納付したが、当初月に500円不足であった保険料が1,100円、1,400円と値上がりしたのを覚えている。老齢基礎年金の裁定請求のときにB区で加入していた記録が無いと言われたが、保険料は納付したはずである。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時期や加入時に年金手帳が交付されたかどうか覚えていないなど、加入手続きに関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月ころ払い出され、申立人は同月20日に任意加入被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から54年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、30歳になる昭和48年ころ、国民年金は30年間納付しないと受給できないとの噂を聞き、会社勤めをしていた夫に何かあると困ると思い当時居住していたA市（現在はB市）で国民年金に加入し、近くにあったC出張所で毎月納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、30歳になる昭和48年ころ、当時居住していたA市で国民年金に任意加入し、近くにあった同市C出張所で保険料を毎月納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号及び年金手帳の記録から、国民年金任意加入の受付時期が54年5月と推定され、申立人は結婚後会社を辞めた43年12月以降は厚生年金保険に加入していたその夫の扶養親族であったことから、任意加入以前の期間である申立期間の国民年金保険料は、納付できない期間となっており、かつ、54年5月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年4月から39年11月まで

申立期間の国民年金保険料については、私がA区のB店へ勤めていた時に国民年金に加入し、実家のあるC県へ帰ってからの保険料は母に頼んで集金人に納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A区で国民年金に加入し、実家のあるC県へ帰ってからの保険料は実家に住む申立人の母に頼んで集金人に納付したとしているが、申立人のC県における国民年金に係る住所変更手続がなされた形跡がみられない上、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は既に他界していて証言が得られない上、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和50年4月からオンライン記録上納付済みとなっているところ、50年には既にA市へ転居しており、A市へ転居前のB市に住んでいた時、私が付加込みで国民年金に加入し、保険料は私がB市役所で毎月納付しているはずなので、50年より前から納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年4月からオンライン記録上納付済みとなっているところ、50年には既にA市へ転居しており、A市へ転居前のB市に住んでいた時、付加年金込みで国民年金に加入し、保険料はB市役所で毎月納付していたことから、50年より前から納付しているはずであるとしているが、B市の国民年金被保険者名簿によると、50年4月にB市において付加年金込みで国民年金に任意加入し、同年9月にA市へ転居している事実が確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であったものと考えられる。

また、国民年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録においても、昭和50年4月にB市において付加年金込みで国民年金に任意加入している上、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期についても、50年4月の加入で符合している。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月から62年10月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、加入記録が確認できなかったとの回答があった。当時はA市役所から送付された納付書に現金を添えて納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付したとする国民年金の保険料額、納付時期、納付場所等の具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入し、A市役所から送付された納付書に現金を添えて保険料を納付した記憶があると申し立てているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり保険料の納付はできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年1月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、加入記録が確認できなかったとの回答があった。会社退職後、数か月してから納付書が送付されてきたので、A区のB出帳所で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し、数か月してから申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、A区のB出帳所で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり保険料の納付はできない。

また、申立人は加入手続についての記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から61年3月まで

申立期間のころの国民年金については、子供連れで何度もA金庫B支店やC金庫D支店に行き、国民年金保険料を納付したのを憶えている。第3子の出産もあり、育児等で忙しいため2か月分の保険料をまとめて支払ったこともあったと記憶しており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料の納付を続けてきたと主張しているが、申立期間についてE区役所の納付状況リストでは無資格期間を示す「/」又は「ムシカクキカン」の記載があること、及びオンライン記録では58年7月8日に資格喪失の記録があることから、E区役所及び社会保険庁（当時）の記録は一致しており、行政側の記録管理に不備があった形跡はうかがえないことから、申立人が被保険者資格の喪失届けをE区役所に提出したものと考えられ、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年6月までの期間、52年4月から53年3月までの期間、54年4月から56年3月までの期間、同年6月から57年10月までの期間、59年4月から同年9月までの期間及び60年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年6月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和54年4月から56年3月まで
④ 昭和56年6月から57年10月まで
⑤ 昭和59年4月から同年9月まで
⑥ 昭和60年8月

私は、当時夫婦で自営業を営んでいた。経理関係のことは元夫がすべて行っており、私の国民年金保険料も元夫が納付していた。また離婚後は国民年金保険料の納付書が届いていれば私は性格的に必ず支払っていたはずである。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市国民年金被保険者名簿の記事欄には、過年度納付書を交付したことや同市の職員が度々戸別訪問していたことをうかがわせる記述があることから、申立人に未納期間が存在していたことが推認される。

また、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする申立人の元夫とは連絡が取れないことから保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

さらに、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国

民年金保険料の納付状況について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
株式会社Aには昭和 58 年 8 月から勤務し平成 19 年 3 月 31 日に退職した。しかし、社会保険庁(当時)の記録では厚生年金保険被保険者資格が同年 2 月までとなっている。私は同年 3 月 31 日まで勤務しており、同年 3 月の給料明細書では厚生年金保険料が控除されていることから、同年 3 月まで厚生年金保険に加入しているものとして退職した。保険料控除が翌月控除であり、同年 3 月の保険料が納付されていないと認識したのは、後日ねんきん特別便が届き 1 か月の空白期間があることから、B 社会保険事務所(当時)に確認し、職員から説明を受けてのことだった。私の知らないところで事務処理が行われ、1 か月間の年金空白時間が生じているので、この間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 58 年 8 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日に退職するまで勤務し、同社における資格喪失日は同年 4 月 1 日であると主張しているところ、事業主は、雇用保険に係る離職日は同年 3 月 31 日であるとして雇用保険被保険者の離職に係る届出を同年 4 月 3 日にC 公共職業安定所に提出し、受理されたことが、事業主から提出のあった雇用保険被保険者離職証明書、申立人から提出のあった雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険被保険者離職票により確認できる。

一方、事業主は申立人の退職日は平成 19 年 3 月 30 日であるとして、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「喪失届」という。)を同年 4 月 4 日にD 社会保険事務所(当時)に提出し受理されていることが事業主から提出のあった喪失届により確認できる。

また、事業主は、同社における厚生年金保険料控除は翌月控除であるとしており、申立人の平成 19 年 3 月における厚生年金保険料の控除は同年 2 月分のみであることが、申立人から提出のあった給料明細書及び事業主から提出のあった給料台帳により確認できる。

さらに、所得税の源泉徴収簿等税務関係書類には平成 19 年 3 月 30 日退職と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は否定しているものの、事業主は申立人の退職に当たり、被保険者資格喪失日は平成 19 年 3 月 31 日であること及び厚生年金保険料控除について申立人に説明したと供述している。

なお、同社の労働者名簿には、退職日の記載は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主はオンライン記録のと通りの資格の喪失の届出を行っており、雇用保険の離職日との相違はあるものの、事業主による喪失届は有効なものとして認められること及び申立人の申立期間における厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 40 年 10 月まで

私は昭和 39 年 8 月から 40 年 10 月まで A 市にある、従業員が 5 人くらいの小さなデザイン事務所に勤務していた。事業所名の正確な記憶はないが株式会社 B か B 事務所だと思う。厚生年金保険に入っていた記憶があるにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の「B は厚生年金保険に加入しておりません。」という回答だけでは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 市に所在していた株式会社 B 又は B 事務所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人は、厚生年金保険に加入していた具体的な記憶が無く、申立期間において勤務していたとする事業所の名称及び勤務場所等についての記憶が不明瞭であり、当該事業所を特定することができない。

また、申立人が申立期間当時勤務していたとする株式会社 B 又は B 事務所は、オンライン記録及び適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できなかった。

さらに、申立人は、当時の申立事業所における事業主の名字しか覚えておらず、所在もわからないとしている上、上司や同僚等の氏名及び所在地もわからないとしているため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、C 商工会議所に照会したが、該当する事業所は無いとの回答であり、申立事業所名では商業登記簿謄本を確認することができないことから、役員等からの供述を得ることもできなかった。

なお、雇用保険の加入記録は確認することができなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2400 (事案 651 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月23日から同年10月1日まで
昭和20年5月23日にA株式会社B工場に入社し、その直後に空襲に遭い工場が全焼し、焼け跡整理後、Cの作業所に転勤を口頭で告げられた。2か月間住み込みで働いたが私だけ給与が出ないため転勤を申し出てD工場へ異動し、同年10月1日付けで厚生年金保険に加入した。このため入社した日から厚生年金保険に加入するまでの期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A株式会社では当時の給与支給に関する関係資料の一切の保存が無いため、厚生年金保険に関する資格取得及び保険料控除については確認することができない上、同僚照会を行ったが、申立人が申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたとする供述を得ることができず、また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できること、さらに、申立人は、「事業主により給与から保険料は控除されていない、厚生年金保険の届出は会社は行っていない。」と認めていることから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、新たにA株式会社E部F課が発行した「厚年被保険者期間に不足があることによる特別取扱について(御通知)」及びA株式会社G部F課が発行した退職金の明細が確認できる「発令通知書」を提出し再申立てを行っているが、委員会の当

初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から24年3月1日まで
② 昭和25年10月1日から26年2月1日まで

私は、A組合（現在は、B組合）に昭和21年4月1日から勤務していたのに、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の記録では、24年3月1日に被保険者の資格を取得したことになっている。また、次に勤務したC株式会社（現在は、D株式会社）の資格取得日についても、25年10月1日に入社したのに、26年2月1日となっているので、この2か所の事業所での申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A組合に勤務していたと申し立てているが、申立人は、当時の同僚等の氏名は全く記憶に無く、オンライン記録においてもこれらの者の所在が確認できないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、供述を得ることができない。

また、平成8年4月に同組合が統合されたB組合に確認しても、申立期間①に係る当時の人事記録等申立てに関する資料は無く、事実確認ができない。

さらに、オンライン記録及び社会保険事務所（当時）が保管している事業所番号等索引簿によると、A組合が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が資格取得した日と同日の昭和24年3月1日であることから、申立期間①においては、当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

- 2 申立期間②については、申立期間②当時の複数の同僚の供述及び同僚の一人から提出のあった、昭和 63 年 6 月 13 日付けの申立事業所である D 株式会社から株主に通知した「第*回定時株主総会招集ご通知」に添付されていた申立人の取締役選任議案の参考資料の中に、申立人の同社への入社日が 25 年 10 月と記載されていることから、申立人は申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 26 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、事業主が「申立期間当時と思われるが、社会保険の事務担当者が資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出するのを忘れていて、その間の厚生年金保険料を控除していたかは不明であるが、資格取得日が遅れてしまった人が何人かいた。」と供述しているところ、オンライン記録から申立人と同日の昭和 26 年 2 月 1 日に資格取得している同僚二人に入社日について照会した結果、いずれも、入社した日までは分からないが、25 年に入社したと供述しており、申立人同様に資格取得日は入社日より遅れていたことが確認できる。

さらに、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について、これらを裏付ける同僚等の供述を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及び申立内容並びにこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 34 年 4 月に知人の紹介でA社に住み込みで入社した。仕事は、はかりの組立てやペンキ塗りであり、夜間高校に通っていた。ところが申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、この間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に住み込みで勤務し、夜間高校に通学していたと主張している。

しかし、i) 申立人が夜間高校を昭和 38 年 3 月 17 日に卒業していること、ii) 申立期間後に入社(35年10月)した同僚が「入社当時住み込みで働いていた同僚(平成 21 年 9 月死亡)から『一緒に夜間高校に通っていた者が同社を辞めたため自分一人になってしまった。』と聞いた。」と供述していることから、同社での勤務はうかがえるものの、申立期間中に勤務していた同僚二人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務を確認することはできなかった。

また、元事業主は、当時の従業員の処遇について、「一人前の職人には厚生年金保険などの社会保険加入の手続を行ったが、見習い従業員や夜間高校に通う勤労学生に対しては社会保険には加入させておらず、昭和 32 年にB県の中学を出て入社した勤労学生は、45 年 1 月まで厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、当時の同僚は見習い期間や社会保険加入に関し、「私は、C

関係の他社に3年ほど見習い（厚生年金保険に未加入）として働いた後、A社に職人として入社した。同社では当初から厚生年金保険に加入させてくれた。」と供述しており、別の同僚からは「中学を出て他社で見習いをしていた。厚生年金保険に入れてもらったのは1年が過ぎてからだった。」などの供述が得られた。

これら元事業主や同僚の供述から、申立期間当時、同社にも見習い制度があり、申立人などの勤労学生には厚生年金保険に加入させなかったことが推認できる。

加えて、社会保険事務所（当時）が保管する事業所別被保険者名簿では、申立期間中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人には申立期間当時の給与金額や、事業主から厚生年金保険料などの社会保険料を控除されていた記憶は無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年7月24日から同年10月2日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社で販売員として継続して勤務していたのに、被保険者期間の一部が抜けているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶している当時の同僚二人のうち一人は、申立期間前に退職しており、他の一人も既に亡くなっていることから、これらの者からの供述が得られず、申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間当時、B施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、B施設の所在する都道府県におかれた渉外労務管理事務所において行われていたことから、当該事業所を管轄するC地、D地、E地及びF事務所の記録についてG局及びH社に照会した結果、当該機関では申立人に係る申立期間については、「当該期間の厚生年金保険の記録は無い。」と回答している。

さらに、A社及びI社(申立期間後に申立人の被保険者記録がある事業所)の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。
このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 6 月 21 日から 13 年 4 月 1 日まで
(株式会社A)
② 平成 13 年 4 月 1 日から 13 年 6 月 14 日まで
(B株式会社)

社会保険庁(当時)からねんきん特別便が届き、社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低額であることに気づいた。株式会社A及びB株式会社(現在は、C株式会社)が社会保険事務所に届けた報酬月額が総支給額ではなく手取り額と思われるので厚生年金保険記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書が無い場合各種控除額が不明であるが、申立人から提出された平成 11 年 6 月 1 日から 13 年 4 月 30 日までの給与振込額が記載された普通預金取引明細表により、一般的な保険料控除額等を考慮し標準報酬月額を検証したところ、社会保険庁(当時)の申立人に係る標準報酬月額とほぼ一致する。このため、株式会社Aの事業主は、申立期間①の申立人の給与から社会保険事務所(当時)の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

また、元事業主から委任を受けた当時の人事部長は、「社会保険の手続は賃金台帳を見て総支給額で処理しており、給与振込額でやることは無い。」と回答している。

さらに、同社において同時期に被保険者資格を取得しており、生年月日が同学年の女子被保険者の標準報酬月額の平均は 18 万円となっており、

申立人の申立期間①における標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

申立期間②について、B株式会社の事業主は、「標準報酬月額は資格取得時の標準報酬決定通知書の写しを添付し、当然総支給額で申請している。」と回答しており、申立期間②の申立人の給与において、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。

また、同社において同時期に被保険者資格を取得している女子被保険者の標準報酬月額の平均は 22 万円となっており、申立人の申立期間②における標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

このほか、両申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 2 日から同年 6 月 29 日まで
昭和 53 年 1 月 16 日から 62 年 4 月 30 日まで A 株式会社 に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から抜けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間について、A 株式会社において雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

しかし、A 株式会社は、「人事記録等は保管されていないが、社会保険労務士保管の資料によると、昭和 57 年 3 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格喪失の手続（退職）をし、同年 6 月 29 日に再入社したことから被保険者資格再取得の手続をしており、申立期間の厚生年金保険料は支払っていないと考えられる。また、雇用保険については、喪失の手続を忘れていたうちに申立人が戻って来たのでそのままにしておいた。」と供述している。

また、申立人は、「時期は覚えていないが、交通事故により B 所に収容されたことがある。」と申し立てたことから、B 所に照会したところ、同所の回答書によると、申立人は申立期間を含む昭和 57 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで同所に収容されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 5 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、昭和 34 年 4 月 1 日から 44 年 9 月まで株式会社AのB工場に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが発行した給与証明書に記載された就職年月日によると、申立人が昭和 34 年 4 月 1 日に同社B工場に入社したとしており、申立人が当該事業所に勤務したことが認められる。

しかしながら、当該事業所の当時の労務担当者は、「正社員としての採用日ではない。」とするとともに、複数の同僚も「申立人は、臨時社員として採用された後、昭和 36 年の年初に正社員に昇格した。また、臨時社員である期間は、厚生年金保険には未加入であった。」と供述している上、同僚の中には、「自分も臨時社員の時期は同保険には未加入であったため、給与から厚生年金保険料を控除されてはいなかった。」と供述している者もいる。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 36 年 1 月 5 日と同日に記録されていることが確認できる。

さらに、株式会社AのB工場は昭和 35 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所とされており、同日に当該事業所で被保険者資格を取得した 26 人は、不明である一人を除く全員が申立期間については、同社C本社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち回答を得られた 12 人全員は、「同日には、自分は既に正社員であった。」としている。

加えて、株式会社AのC本社の事業所別被保険者名簿の申立期間前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらず、また、同社B工場の厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月26日から28年4月9日まで
② 昭和29年8月1日から36年10月25日まで

申立期間はA株式会社B営業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、昭和41年4月28日に1万8,216円の脱退手当金を受け取ったこととなっている。私は脱退手当金を請求しておらず、受け取ってはいないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年10月に退職後、37年1月*日に婚姻し氏をCからDに変更しているところ、E社会保険事務所（当時）保管の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には40年10月*日氏名変更との記載があり、申立期間の脱退手当金は41年4月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和41年2月9日に回答したことが記録されているほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には請求人F、41年3月23日裁定、41年4月28日支給との記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から31年3月16日まで
私は、申立期間のうち昭和30年11月ごろまではA株式会社（現在は、B株式会社）で働き、習い事のため退職の申し出を正式にせずに退職したと記憶している。社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人が資格喪失した昭和31年3月の前月に資格喪失している者で申立人と同一日に脱退手当金の支給決定されている者が確認できるほか、申立人以外にも同一支給決定日の者が複数見受けられるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給を示す表示があるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年4月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 15 日から 42 年 2 月まで

昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 2 月まで A 有限会社に勤務し厚生年金保険料を控除されていた。社会保険庁（当時）の記録によると A 有限会社の被保険期間は 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までとなっている。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の事業主は既に他界しているため供述は得られず、事業主の妻及び同僚の供述からも申立人が申立期間に A 有限会社に勤務していたことを確認できない。

また、当該事業所は平成 9 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから事業所に対する調査ができない上、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録も無い。

さらに、A 有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までに資格取得した者は申立人を含めて 17 人おり、健康保険証番号は * 番から * 番まで連番で欠番は無く、申立人が 41 年 5 月 15 日以降に資格取得した記録が無い上、同被保険者原票では 41 年 4 月 1 日資格取得、同年 5 月 15 日資格喪失、同年 5 月 20 日資格喪失届出及び健康保険証を返納した旨の記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料や周辺事情も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月ごろから 46 年 10 月ごろまで
新聞広告をみて、昭和 45 年 10 月に有限会社Aに勤務した。最初の数か月はライトバンでB品を運搬し、後にトラックでC品を運搬していた。新聞広告の勤務条件が、社保完備となっていた記憶がある。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Aは、先代の社長が亡くなり、事務所移転のため資料が無く、詳細は不明としている上、同社の同僚は、申立人は自分の車で運転し、請負的に仕事をしており、会社は社会保険料を控除していなかったと記憶していると供述している。

また、申立人が同僚として名前をあげた二人の者については申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無く、さらに、申立期間前後に厚生年金保険の資格を取得した者の中にも、勤務したとする期間と厚生年金保険の加入期間が合致しない者がいることから、同社は入社と同時に厚生年金保険に加入させるという扱いを画一的には行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、社会保険事務所(当時)の有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間前後の健康保険証の番号に欠番は無い上、申立人の記録も無かった。

なお、申立人の国民年金加入記録によると、申立期間のうち昭和 46 年 4 月から同年 10 月までの間は保険料が納付済みとなっている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 10 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、年金について、まじめに払ってきたつもりだ。しかし、年金記録を調べたところ、A株式会社（現在は、株式会社B）とC社（現在は、D社）の入社時期について、厚生年金保険の記録と私の記憶とは違うことが分かり、申し立てることにした。

きちんと調査をして、1日も早く記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、株式会社Bから提出された「社員身上勤務記録表」（人事記録）により、申立人は昭和 40 年 3 月 29 日から 41 年 5 月 22 日までA株式会社に継続して運転手として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同僚照会では、「当時、定着率が悪く、3か月ぐらい（厚生年金保険に）加入させなかった」とする供述や、「試用期間は3か月で、その間は加入させなかった」とする回答が多数ある一方で、その間の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

また、A株式会社は、事業所照会の回答で、保険料控除を含め、申立人の厚生年金保険の資格取得日に係る記録が昭和 40 年 8 月 10 日となっている理由について「不明」としており、申立人の給与から事業主が厚生年金保険料を控除していたとする事実は認められなかった。

なお、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録は見つか

らなかった。

- 2 申立期間②については、同僚調査の結果、申立人と同日に入社したとする供述が複数あり、申立人が昭和 42 年 8 月 1 日にC社に入社したことが推認できる。

しかし、同僚調査の回答者 4 人のうち 3 人に入社日から厚生年金保険の記録があることが判明したが、この 3 人については、いずれも E 等から紹介されて入社した者である一方、入社後 3 か月間記録が無いと回答した一人は、新聞の求人欄を見て応募したと供述しており、業界関係会社からの紹介等による新規採用者と申立人等のそうではない採用者とでは何らかの区別が行われていた状況がうかがえる。

なお、雇用保険の被保険者記録は、昭和 42 年 12 月 18 日からであり、厚生年金保険よりも遅れて加入したことになる。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月末日から 44 年 4 月末日まで

申立期間はA社に雇われ、B遊園地近くにあった株式会社Cの工場内で車両の組立てや仕上げの作業をしていた。A社に入社したときに社会保険関係書類を会社へ提出したことを覚えており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、申立内容の事実について確認できる関係資料が無い。

また、当時の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、申立てに係るA社は厚生年金保険の適用事業所に該当が無く、商業法人登記簿においても確認ができなかった上、雇用保険の被保険者記録においても申立人の記録が存在しない。

さらに、作業現場であったとする株式会社Cからの回答では、B遊園地近くにあった同社のD工場は申立期間において稼働していたとしているものの、i) A社との取引に関する資料は見つからないこと、ii) 当時、同工場内では、元請けの業者以外に二次、三次の下請け業者が作業をしていたが、取引に関する書類等を取り交わしていたのは元請の業者のみであったこと、などについて供述しており、申立内容の事実を確認できる資料等は得られなかった。

なお、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

加えて、i) 申立人が記憶しているA社の事業主について調査したが、生年月日等が不明であることから、被保険者記録の確認ができず、連絡先等が不明であること、ii) 申立人は、A社に係る同僚の氏名等を覚えていないため、同僚の被保険者記録の確認ができず連絡先等が不明であること、などにより事業主及び同僚から申立内容の事実を確認できる資料や供述等が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2426

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月10日から40年1月21日まで
② 昭和40年3月19日から41年4月1日まで
③ 昭和44年3月5日から45年11月4日まで

社会保険事務所（当時）からの連絡では昭和50年2月に脱退手当金を支給されたとのことですが、二人の子供を育児している時に脱退手当金の便りを受けていれば忘れるわけはありません。会社から連絡があったとしても、A地まで出向いた覚えもありません。

知りたいことは社会保険事務所（当時）がどこへどのような方法で私への脱退手当金を出金したかということです。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録には、脱退手当金の支給を意味する「脱」に○が付されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金支給決定日とほぼ同時期の昭和50年3月13日に、同社で付与された番号を取り消し、申立人が35年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したC株式会社での記号番号へ統合されていること確認できることから、脱退手当金の請求にあわせて2つの記号番号が統合されたと考えるのが自然である。

そのほか、申立人から聴取しても請求・受領した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 7 月 16 日まで
A社に勤めていた期間について脱退手当金が支給されていることになっているが、そのような覚えは無く納得ができないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」の印があり、同原票の記録から脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年まで国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から40年10月1日まで
昭和37年3月1日に株式会社Aに入社し、40年9月30日まで勤めていたと思われるが、社会保険事務所(当時)で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった資料から連絡先が判明した当時の同僚の供述により、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚は、同社が厚生年金保険に加入している事業所ではなかったと供述しており、同僚の一人は同社から、健康保険に加入していないので、各自で国民健康保険等に参加するよう言われたと供述している上、二人の同僚は、申立期間当時は保険料の控除は無かった旨供述している。

そして、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人から提出のあった資料から連絡先が判明した当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年4月1日まで
(A株式会社)
② 昭和40年4月12日から同年8月28日まで
(B株式会社)

申立期間①について、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者期間が1か月となっているが、A株式会社では1年以上働いた。

また、申立期間②については、私が保管している退職金支払明細書に入社年月日が昭和40年4月12日と記載されているが、厚生年金保険の記録は同年8月28日が資格取得日となっているので、両申立期間について第三者委員会で調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社の当時の事業主は住所が不明である上、当該事業所も平成8年3月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、事業主から申立人の申立期間①に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者名簿から聴取できる同僚4人を調査したところ、二人から申立期間の一部において、申立人と一緒に当該事業所で勤務していたとの供述は得られた。

しかしながら、前述の同僚二人を含め4人全員からは、申立期間①における当該事業所の試用期間の有無及び厚生年金保険加入における取扱いについての記憶は無いとの回答が得られた上、申立期間①に係る申立人の保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の資格取得日は昭和 40 年 4 月 1 日と記載されているのが確認できる上、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録とも一致しており、申立期間①の間において被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間②について、B株式会社は昭和 60 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C地方法務局D支局の閉鎖登記簿謄本から、当該事業所は平成 20 年*月*日に清算終了していることが確認できるところ、元事業主は、「申立人については勤務実態や厚生年金保険料控除等について記憶が無く、関連資料も保存していない。試用期間については、社員で採用した場合は、試用期間は設けなかったと思うが、パート採用や下請け採用であった場合は別である。」との供述が得られた。

また、申立期間②において厚生年金保険被保険者記録がある者のうち任意に抽出した同僚 14 人について調査したところ、申立期間②に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の資格取得日は昭和 40 年 8 月 28 日と記載されているのが確認できる上、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録とも一致しており、申立期間②の間において被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できない。

- 3 なお、両申立期間に係る雇用保険の資格取得及び喪失の記録の確認もできない上、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 4 これらの理由及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から同年12月1日まで
平成7年11月30日付けでA社（現在は、B株式会社）を退職し、同日付けの退職証明書を受け取った。翌月11日には、C市役所において国民年金への移行手続きをした。それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年11月1日とされ、年金の加入期間が1か月間抜けているのには納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社D支社長名義発行の退職証明書の退職日欄の記載から、申立人が平成7年11月30日に同社を退職したことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間において在籍していたE支所の上司である所長は、「申立人は、10月末日において基準成績未達のために嘱託扱いとなり、社員としての資格を喪失したことにより11月分給与が支給されず、同月分の社会保険料控除は行われぬ。このため申立人は11月分給与明細書を所有していないはずである。」とし、D支社長も「申立人の退職時の職種は嘱託であった。」と供述している上、B株式会社の担当者も、「申立人に係る記録は保存していないものの、10月末日において基準成績未達のため嘱託扱いとなり11月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと推測される。」と供述している。

また、申立人が提出した平成7年分所得税確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録から算定した申立期間を含む同年分厚生年金保険料額11か月分には1か月分以上不足していることが確認できる。

さらに、F健康保険組合は、「申立人の健康保険資格喪失日は平成7年11月1日、保険証の返納日は同月30日である。」と回答している。

なお、申立人は同社に外務員として勤務しており、雇用保険には加入していないため申立期間に係る雇用保険記録は無い。

一方、申立人が記憶していた同僚及び申立人と同じA社G部門の被保険者記録に記録されている者のうち、同時期の記録があり、かつ所沢周辺に在住の同僚あわせて8人に問い合わせたが、申立人に係る具体的な回答を得ることができなかった。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月2日から同年4月1日まで
昭和25年3月2日にA社（現在は、B社）に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年4月1日と違いがある。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した個人別人事表の入職日欄の記載及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和25年3月2日に同社に入社したことが確認できる。

しかし、被保険者名簿及び同社における個人別人事表の記録により、昭和25年4月以降に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した7人について採用日を調査したところ、採用された月の翌月の1日付けで被保険者資格を取得させており、同社は当時、原則として、1か月間に採用した者について翌月1日にまとめて被保険者資格を取得させる手続をしていたことが認められる。

また、申立人と同月に入社した同僚は、厚生年金保険の被保険者となったのは、翌4月1日であり、それ以前には保険料を控除されていなかったと供述している。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から同年 5 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。当時は、A 区の B 株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B 株式会社に勤務していたと主張しているが、事業主は「申立期間当時の社会保険関係の書類は残存していないため確認をとることができない。また、辞令簿等で当時の異動状況を調べても、申立人の名前は存在しない。」と回答している。

また、申立人が名前を記憶している同僚がいないため、申立期間当時に同社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会するも、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

一方、申立期間当時、同社の総務部に勤務していた同僚は、厚生年金保険加入に関して「試用期間は 2 週間あるが、その後、入社日にさかのぼって社会保険に加入させていた。雇用保険と健康保険及び厚生年金保険の加入は一緒だった。また、業務内容や採用状況により、社会保険加入の取扱いが異なることは無く、厚生年金保険に加入しない雇用形態も無かった。」と供述しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間当時の整理番号は連番で払い出されており、欠番は無く、申立人の

記録は無い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 11 日から同年 4 月 5 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社（名称変更後は株式会社B）における被保険者期間が昭和 46 年 3 月 11 日までとなっている。保険料が控除されている給与明細書が 5 か月分あるので、厚生年金被保険者期間は昭和 45 年 11 月 11 日から 46 年 4 月 5 日までの 5 か月分のはずである。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係るA株式会社における厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は昭和 45 年 11 月 11 日、資格喪失日は 46 年 3 月 11 日であり、喪失時の標準報酬月額は 2 万 2,000 円である。

これに対し、申立人は申立期間の給与明細書であるとして 5 か月分の給与明細書を提出しているものの、そのうち 3 か月分は、「支給年」は不明である上、8 月、9 月及び 10 月分であることから明らかに申立期間と相違している。

また、支給年及び月が不明の 2 か月分については、給与支給額及び保険料控除額が健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額及び同月額から計算される保険料額並びに給与支給額に対する雇用保険料が大幅に相違している。

なお、A株式会社は昭和 52 年 12 月 13 日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明のため関係資料は無い上、申立人は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、46 年 3 月 24 日に健康保険被保険者証を社会保険事務所(当時)に返納していることが

確認できる。

さらに、申立人提出の給与明細書に記載されている各月の給与支給額及び保険料控除額はオンライン記録にあるC株式会社の標準報酬月額記録と同程度であることが確認できる上、提出された給与明細書について当該事業所の経理担当者は「過去に自社で使用していたものと同様である。」と供述していることから、申立人提出の給与明細書は、申立人が主張しているA株式会社のものではないと推認できる。

加えて、当時、勤務していたと思われる同僚に照会するも大半が申立人の勤務に記憶が無く、申立人の勤務について「居たらしい」とする同僚も勤務の期間については不明であるとしており、申立ての事実に係る供述を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。当時はA市（現在は、B市）のC株式会社に勤務した。保険料も控除されていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするC株式会社について、地元商工会議所に照会したところ、同社は会員名簿に無いとの回答があったこと、及び当時、業界団体は無かったとの申立人からの回答もあったことから、同社の存在が確認できない。

なお、C株式会社の商業登記簿の存在も確認できない。

また、社会保険事務所（当時）の適用事業所名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

さらに、申立人が記憶していた同僚等についても、生年月日が不明なため同僚等を特定できず、調査を行うことができない。

加えて、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から36年9月1日まで
昭和31年8月1日から36年9月1日までの一部期間、A市のB社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社によると、申立人は、事業所に現在保管されている職工員名簿に該当は無く、当時入社した者に確認をしたが記憶は無いとのことであった。

また、申立期間当時に同事業所に勤務していた同僚20人に照会し、そのうち10人から回答があったが、全員が申立人に記憶は無いとのことであった。

さらに、申立人が同事業所に勤務したことが確認できる資料及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほかに、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立期間当時にC地方に所在したD株式会社及びE株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも申立人の名前は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から31年3月まで
② 昭和31年4月から32年9月まで

上記申立期間①のころには、A区に所在のB株式会社に、申立期間②のころにはC区に所在のD株式会社に勤務していたが、オンライン記録では、両社における厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が事業主とする者の供述により、申立人がB株式会社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではない上、同日付けで健康保険の整理番号1番から7番までの7人が資格を取得していることが確認でき、同日より前に厚生年金保険の資格を取得した者は確認できない。

また、前述の事業主とする者は、「昭和31年4月1日より前は、人数が少なかったため、厚生年金保険の適用は受けていなかった。」旨の供述をしている上、3人の同僚に照会したが、31年4月1日より前に保険料の控除があったことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、E社会保険事務所（当時）が保管する適用事業所名簿等においてD株式会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、申立人の供述及びオンライン記録により申立期間②当時のD株式会社の事業主だと思われる人物は特定できたものの、同氏は、既に故人となっているため供述は得られない上、同氏の記録からも、申立期間②に同社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、同僚への照会はできない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から同年 12 月 22 日まで
公共職業安定所の紹介で昭和 30 年 2 月に A 株式会社就職した。3 か月の見習い期間後に健康保険、厚生年金保険料を給与から控除されたと思う。同社での厚生年金保険の加入日が 30 年 12 月 22 日となっているが、もっと前から厚生年金保険に加入していたと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 株式会社勤務していた元従業員 21 人に照会したところ、数人の同僚が同社の見習い期間について 3 か月くらいであったと回答しているが、多くの同僚は見習い期間がどのくらいあったかについては分からないと回答している。そのほかに、1 年くらいの見習い期間があったと回答している同僚も数人いることから判断すると、申立期間において同社では、従業員を入社と同時に一律で厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推察される上、見習い期間中に保険料の控除があったことをうかがわせる供述を得ることはできない。

また、B 社会保険事務所（当時）の払出簿では、申立人の A 株式会社での厚生年金保険被保険者番号が昭和 31 年 1 月 24 日に払い出され、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が 30 年 12 月 22 日であることが確認でき、同社における 30 年 2 月から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 12 月 22 日までの同被保険者資格取得者を健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、当該事業所はすでに閉鎖され、昭和 43 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主、役員の所在は不明であるため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 4 日から 35 年 2 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社Aに勤務した昭和 34 年 9 月から 35 年 2 月までの記録が無い旨の回答があった。同僚から社長が厚生年金保険に加入させてくれたと聞いた。給与明細書等は残っていないが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元事業主は、当時の書類等を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と供述している上、同僚照会に回答のあった元同僚6人からも申立人の勤務を確認できるような供述は得られなかった。

また、社会保険事務所（当時）が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険番号にも欠番が無いことが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。